

黒石市北地区小体育館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

黒石市教育委員会教育長 山内 孝行

黒石市教育委員会規則第2号

黒石市北地区小体育館条例施行規則を廃止する規則

黒石市北地区小体育館条例施行規則（平成18年黒石市教育委員会規則第10号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。